

第417回埼玉県内水面漁場管理委員会

議 事 録

開催場所	埼玉会館	担当書記	岡部 貴文	
会議日数	自 令和4年12月27日(火) 1日間 至 令和4年12月27日(火)			
出席者数	委員定数13名中出席者8名			
出席委員	岡本 信明	坂本 均	新井 博	岡田 信義
	大関 早孝	田中深貴男	矢野 雅	古谷 愛子
欠席委員	島田 敬万	田中喜久雄	松本 泉	米田 和夫
	大久保 香里			
県出席者	農林部副部長	横塚 正一	生産振興課長	長谷川征慶
	担当副課長	南原 恵子	担当主幹	甲賀 真人
	担当技師	岡部 貴文		
	水産研究所長	青木 伯生	主任専門員	梅沢 一弘
	専門研究員	大力圭太郎	技師	小山 知洋
	主任	山田 建		
事務局	生産振興課長	長谷川征慶	担当副課長	南原 恵子
署名委員	会 長.....			
	委 員.....			
	委 員.....			

会議に付した議案並びに審議結果

審 議

議案番号	件 名	結 果
	千葉県、群馬県、東京都の内水面漁場計画について	継続審議

協 議

議案番号	件 名	結 果
	入間漁業協同組合の遊漁規則の変更について	—

報 告

報告番号	件 名	結 果
	アユの買取販売による漁協 PR について	—

発 言 者	発 言 内 容
司 会	<p>第417回埼玉県内水面漁場管理委員会を開催します。</p> <p>本日は13名中8名の委員の皆様にご出席をいただき、過半数を満たしていることから委員会事務規程第6条の規定により本委員会は成立します。</p> <p>開会に当たり、会長、御挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>委員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席賜りありがとうございます。また公務御多忙の中、農林部の横塚副部長にも御出席いただき厚くお礼申し上げます。</p> <p>第 417 回埼玉県内水面漁場管理委員会の開催にあたり一言御挨拶申し上げます。</p> <p>さて、本年も残りわずかとなりました。令和4年を振り返りますと、埼玉県の河川では大きな災害もなく、内水面漁業にとって順調な1年でした。</p> <p>春には、荒川を遡上するアユが非常に多く、秋ヶ瀬取水堰魚道におけるアユの遡上数が、昨年の4倍以上のおよそ19万尾にのぼったとの報告がありました。</p> <p>夏は空梅雨による水不足が心配されましたが、渇水などもなく、また台風による大きな被害もない、天候に恵まれた年となりました。</p> <p>そして、秋から冬を迎え、ワカサギやニジマス釣りのシーズンを迎えています。</p> <p>10月には、この春、遊漁規則を改正した武蔵漁業協同組合が、ニジマスのキャッチ&リリースを楽しむ、釣り場を槻川に開設されたとのことで、今後の賑わいが期待されるところです。</p> <p>また、11月に秩父漁業協同組合が開催した「大物釣り選手権」では、60cmを超える大きなニジマスが釣り上げられ、大変盛り上がったそうです。</p> <p>今年も話題の多い1年でした。これからも水辺の賑わいを創出する、漁協の積極的な取組にも期待するところです。</p> <p>さて、本日の委員会は、3件の議題が予定されています。</p> <p>委員の皆様には、忌憚のない御意見をいただき、有意義な議論が進められるよう、よろしく申し上げます。</p> <p>結びに、今年も残り少なくなりましたが、来る年も、御参会の皆様には、ますます御健勝であられますことを祈念いたしまして、あいさつとさ</p>

	せていただきます。
司 会	続きまして、農林部副部長より挨拶を申し上げます。
農 林 副 部 長	<p>第 417 回埼玉県内水面漁場管理委員会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>岡本会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、日頃より、本県水産行政の振興に格別な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、本県は、秩父山地の溪流から、武蔵野丘陵の河川やため池、東部地域平坦地まで、変化に富む釣場環境に恵まれており、古くから内水面漁業が地域住民の生活と共にありましたことは、委員の皆様御周知のとおりと存じます。</p> <p>しかし、近年、環境変化による魚の減少や、これに伴う遊漁者の減少、また漁業者の高齢化による組合員の減少、そしてこれによる漁業協同組合の収入の減少などの傾向が続いております。</p> <p>このため県といたしましては、水産研究所を中心に、各漁業協同組合とともに、魚を増やす取組や、漁協の事業活動の活性化に取り組んでいるところです。</p> <p>本日は、3つの議題のうち、協議事項と報告事項におきまして、いずれも、この漁協の活性化に関連した事案として提出、報告させていただきます。</p> <p>その一方で、総務省が今月発表した社会生活基本調査では、「1年間に1日以上釣りをした」と答えた埼玉県民の数は40万1千人でして、サッカーやゴルフと並ぶ数でありました。</p> <p>これは大変喜ばしいことでして、県としましては、遊漁者を県内に引き寄せ、また、新たな遊漁人口を確保するために、引き続き、漁業協同組合への働きかけや活動の支援に取り組みたいと考えております。</p> <p>先ほども申し上げたとおり、本日の委員会の議題は3件、審議事項1件、協議事項1件、報告事項1件となります。</p> <p>委員の皆様には、本県水産業の振興のため、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>今年も残すところ4日となり、風も冷たさを増して参りましたが、皆様方の御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。</p>
司 会	議事に入る前にお手元の資料の確認をお願いします。次第1枚、資料3

	<p>枚、右肩に資料NO1、2、3とございます。それでは議事に入ります。慣例により、会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>本日の傍聴は0名です。</p> <p>委員会事務規程第6条第3項に委員会の内容は公開するとあるので、委員の皆様は御了承下さい。委員会事務規定第11条により議事録署名人を会長が指名することとなっています。新井委員と大図委員にお願いいたします。書記については事務局をお願いします。</p> <p>本日は次第にある通り、審議事項が1件、協議事項が1件、報告事項が1件ありますので、慎重かつ円滑に議事が進行するよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。なお、発言された内容は議事録に記載され、県ホームページで公開されるので御了承願います。</p> <p>次第に基づき、審議事項「千葉県、群馬県、東京都の内水面漁場計画(案)について」を事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>審議事項について説明いたします。</p> <p>千葉県・群馬県・東京都の内水面漁場計画について、意見を求められているものであります。令和5年9月1日に免許の切替えを行うため、当県より4ヶ月早い、この時期の諮問となりました。</p> <p>内水面漁場計画の策定にあたっては、漁業法第64条において、「県知事は内水面漁場計画を定めるときは、漁場管理委員会の意見を聴くこと、そして、知事から意見を求められた漁場管理委員会は公聴会を開催し、利害関係人の意見を聴いた上で、委員会としての意見を述べること」とされています。</p> <p>このため、本日の委員会において、3都県の計画について、事務局から御説明し、内容を御審議いただきます。</p> <p>次いで、2月7日に利害関係人からの意見を聴くための公聴会を開催する予定です。終了後に再度3都県の計画について御審議いただき、意見をまとめていただく予定としております。</p> <p>それではまず、3都県の計画を御説明いたします。</p> <p>初めに、千葉県知事から当委員会あての「利根川における内水面漁場計画について」諮問する文書です。千葉県が定める内水面漁場計画の一部が、埼玉県内の河川にかかるため、漁業法に基づき意見が求められたものです。</p> <p>資料は、「1 公示番号、2 漁場の位置、3 漁場の区域、4 漁業の種類・名称・時期、5 免許の期間、6 関係する市町村」などの内容と、区</p>

域を示した図となっています。

同じく、群馬県と東京都から、それぞれ、埼玉県内の漁場に係る各都県の内水面漁場計画について当委員会あてに意見を求める文書となっています。

3都県まとめて御説明いたします。

まず、千葉県です。本漁場は表の中ほどの「漁場の区域」にあるように、利根川のうち、加須市から下流の千葉県香取市の区間を漁場とする千葉内共第14号です。

「漁業の名称」は、こい・ふな・うなぎの3種類です。「漁業の時期」は1月1日から12月31日までと通年となっております。

「漁場の位置」では、流域の市町村を記載しており、本県では加須市、久喜市となります。

「制限・条件」につきましては、茨城県五霞町にある関宿閘門の上流50mの区間において、網漁具の使用が禁止されています。

「漁業権の存続期間」は令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間で、免許予定日は令和5年9月1日となっています。

「関係漁協」は、現在漁業権が免許されている、本県の埼玉県北部漁協のほか、千葉県の手賀沼漁協・印旛沼漁協、茨城県の新利根漁協・鬼怒利根漁協です。

次に群馬県の計画です。群馬県では神流川上流の神流湖を主な漁場とする群馬県共第7号と、渡良瀬遊水池を流れる谷田川を漁場とする群馬県共第11号の2つの漁場が埼玉県に関係あります。

まず、群馬県共第7号です。「漁業の種類」は、あゆ・ますの他5種類の魚種で、漁業の時期は通年。「漁場の位置」は、秩父市・神川町のほかは群馬県となります。

「漁場の区域」は、神流川のうち、群馬県神流町の境から神川町の渡戸橋までとその支流で、「免許の制限・条件」はありません。また、県内漁協への免許はありません。

次に、群馬県共第11号です。「漁業の種類」は、こい・ふな・うなぎ・なまずとなり、「漁業の時期」は通年、「漁場の位置」は、加須市の他、群馬県と栃木県です。

「漁場の区域」は、谷田川のうち、谷田川橋から上流とその支流となります。県内では加須市で遊水池に接する約700mの区間のみです。「免許の制限・条件」はありません。「存続期間」は千葉県と同様の令和5年9月1日～令和15年8月31日です。また、県内漁協への免許はありま

	<p>せん。</p> <p>次に東京都内共第11号で、「漁場の区域」は江戸川と旧江戸川となります。江戸川では第一種共同漁業権と第五種共同漁業権の2種類が免許されます。</p> <p>「漁業の名称」は、第一種がしじみ、えむし、第五種がこい、ふな、うなぎです。えむしとは、釣り餌となるゴカイやオニソメのことです。</p> <p>「漁業の時期」は通年で、「漁場の位置」は、江戸川が流れている市町村となります。</p> <p>「制限・条件」は、関宿閘門から下流100mの区間で、網漁具の使用が禁止されています。</p> <p>「関係漁協」は、本県の埼玉東部漁協の他東京東部、千葉県松戸市、市川市行徳、南行徳の4漁協です。漁業権の存続期間と免許予定日は千葉県・東京都と同様です。</p> <p>各県の諮問の内容となる内水面漁場計画の説明は以上になります。</p> <p>次に公聴会の開催の告示についてです。冒頭申し上げましたとおり、漁業法64条により、県知事は内水面漁場計画を定めるときは、漁場管理委員会の意見を聴くこと、また漁場管理委員会は公聴会を開催し、利害関係人の意見を聴いた上で、意見を述べるものとされています。</p> <p>このため、告示文の案のとおり、公聴会を令和5年2月7日（火）に埼玉会館4A会議室で開催したいと思っております。</p> <p>内容は各都県の計画を写したものでございます。</p> <p>公述人の公述時間は5分以内とし、公述する場合は1月31日までに書面で予め申し出ることとします。</p> <p>このため、次回2月7日の漁場管理委員会で公聴会を開催し、意見のある方があればお聴きしたのち、再度御審議いただき意見を頂く予定であります。</p> <p>説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。只今の説明について御意見、御質問などありましたらお願いします。</p> <p>千葉県、群馬県、東京都と接する河川ですね。主管が相手方ということではよろしいでしょうか。</p>
事 務 局	<p>はい。免許する群馬県、千葉県、東京都になります。</p>

委 員	免許する都県が「このような計画にしますがよろしいでしょうか」と埼玉県側に諮問してきたということですね。
事 務 局	はい。そうです。
議 長	埼玉県側として、意見があれば出すということですね。 例えば魚種を増やしたいということであれば、伝えなくてはけませんね。
事 務 局	そのとおりです。
議 長	免許する都県が「このような計画にしたので了承してもらいたい」ということでよろしいですね。
事 務 局	はい。そうなります。 逆に、4か月後には、本県の計画を、群馬県や東京都などに同様に諮問を出す予定にしています。
議 長	第五種共同漁業権については、放流の義務が生じますが、この際「埼玉県側も出してください」ということになりますか？
事 務 局	免許を与える際に設定されますが、免許された漁協の間で放流量を分けることになります。
事 務 局	放流量については、共同漁業権を免許する際に設定します。 これについて各漁協が協定を結んで、放流量や場所総量を決めていくことになります。
議 長	複数の漁協が協議して決めているけれど、主管県が「こんな少ない量では困ります。駄目です。」と指摘することはないでしょうか。 トラブルがないように進めることが重要と考えます。他県との間もトラブルがないようにする必要があると思いますが、その辺りは大丈夫でしょうか。
事 務 局	会長の御心配は、漁場計画策定後の免許の際の話になります。 今回は、漁場計画について、この河川にはこの魚種が棲むであろうから、この漁業の種類、この区分けでよいかということをお諮りさせていただきます。

議 長	それを他県との間で調整をし、計画が決まれば、参加を希望する漁協へ免許を与えていくということですね。
事 務 局	はい。
委 員	計画の「制限・条件」の関宿閘門についてお聞きします。 何のためにあるものですか。 また、千葉県では上流 50m、東京都では下流 100m に網漁具使用禁止とありますが、なぜ網漁具は駄目なのでしょう。なぜ上流と下流で長さが違うのでしょうか。
事 務 局	関宿閘門は、利根川から江戸川に水を引き入れる際に、流れ込む流量を調整する水門になります。 魚は、水門、堰の前後に集まる習性があります。 魚は川の流れを上る習性がありますから、堰の下流側に集まりやすい。また堰の上流側にも流れ下ってくる魚が集まります。 このようところで漁獲圧力の高い網を使うと魚の資源に影響があるということで制限することとしています。
議 長	よろしいでしょうか。
委 員	はい。
議 長	それでは、本議案は継続審議としまして、次回 2 月 7 日の公聴会の後に開催される第 418 回委員会にて改めて皆様に御意見を伺うことにします。 続きまして、協議事項の「人間漁業協同組合の遊漁規則の変更について」水産研究所から説明してください。
水産研究所	それでは、「人間漁業協同組合の遊漁規則の変更について」説明いたします。 人間漁業協同組合から知事あてに、遊漁承認証のインターネット販売を導入するため、遊漁規則の変更の事前協議が提出されました。 遊漁券のインターネット販売は、漁協がインターネット販売を手掛ける事業者、現在は 2 者あるのですが、この事業者と契約して遊漁券の販売を行います。 漁協が遊漁券を釣具店やコンビニ等に販売を委託するのと同じように、事業者に遊漁券の販売を委託するものです。

遊漁者は、この事業者が作成・管理しているオンラインシステムにアクセスして電子遊漁券を購入すると、スマートフォン等の画面に発行・表示されます。

遊漁者は購入した電子遊漁券を印刷したものか、スマートフォン等を持って釣りに出かけます。

漁協の漁場監視員は、印刷された又はスマートフォン等に表示された電子遊漁券を確認し、遊漁券の購入を判断できることとなります。

変更箇所を御説明します。

変更内容は、変更する各条項に「オンラインシステム」の文言の追加と、別記様式にオンラインシステムに対応した様式の追加の2点です。

変更の理由は、主に遊漁者のニーズに応えることと、遊漁料収入を増やすことにあります。

入間漁協の遊漁券販売所は、組合事務所を含め18か所ありますが、組合事務所には「販売場所を教えてください、販売場所がわかりにくい、釣り場・自宅等から遠い、車がなくてはいけない」といった意見が寄せられるそうです。

また、特に溪流魚釣りで多いのですが、朝早くから釣りに出かける遊漁者もおりまして、「早朝だと販売所が開いておらず、買いたくても買えない」といった意見もあるとのこと。

そのため、電波が届くところであれば、24時間いつでもどこでも遊漁券の購入ができるインターネット販売を新たに導入し、遊漁者のニーズに応えるものです。

また、入間漁協では令和4年度にアユのルアー釣り、いわゆるアユイングができる区間を設定したところ好評で、問い合わせも多かったそうです。

アユイングは近年話題の新しい釣り方ですが、アユのルアー釣りを禁止する漁協も多いため、今後アユイングに他都県から入間川を訪れる遊漁者が増えると思われます。

友釣りでは、おとりアユが必要なことから、おとりアユと同時に遊漁券を購入することが一般的ですが、アユイングではおとりアユが必要ないので、事前に販売店で遊漁券を購入しなければなりません。

遊漁券販売所の場所は土地勘がないとわかりにくいこともあり、インターネット販売の導入により他都県、他地域からの遊漁者の遊漁券購入を促進できると思われます。

アユイングは、若い世代や他都県からの方も多く、これらの若い遊漁者

		<p>は、スマートフォン等のインターネット接続機器を携帯しており、釣り場の情報を得ながら釣りをしています。</p> <p>近年はスマートフォンやパソコンを使い、買い物やカード決済をすることが一般的に行われており、特に若い世代の遊漁者には遊漁券のインターネット購入に対する抵抗は少ないと考えられます。</p> <p>漁協としましては、これまで遊漁券を買いたくても買えなかった遊漁者が購入する機会が増えることで、遊漁料収入の増加が期待できます。</p> <p>以上のことから、入間漁協が時代の変化に対応し、遊漁者の利便性の向上や遊漁料収入の増加による経営の安定化を図るため、インターネット販売の導入に伴う遊漁規則を変更しようとするものです。</p> <p>今回は事前協議ですので、この内容で委員の皆様にご意見をいただきまして、漁協が内容を見直し、次回の委員会で改めて御審議いただく予定です。説明は以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について御意見ご質問があればお願いいたします。</p>
委	員	<p>アユイングが行われていることは、釣具業界にも情報が入っています。今まで釣具店で遊漁券を買っていたものが、オンラインでダイレクトに釣人に遊漁券がいくこととなります。今までお世話になった釣具店への御配慮もお願いしたいところです。</p>
議	長	<p>今まで釣具だけでなく、いろいろな情報やその他のものを提供してきた、釣具店の果たしてきた役割があります。どのように共存を図っていくのかという質問です。</p>
水産研究所		<p>明確なデータはないですが、釣具店に販売を委託するのをやめるわけではないので、今まで馴染みのある釣具店で遊漁券を購入していた方はこれまで通り釣具店で購入すると思われます。今まで遊漁券を買おうと思っても買えなかった人をメインターゲットにしているので、今まで釣具店で買っていた方が大幅に減ることはないと考えております。</p>
委	員	<p>アユイングは若い人、特に20代がターゲットと見込まれますので、釣具店の存在が薄れてお店に行かなくなることにならないよう御配慮いただけるとありがたいです。</p>
議	長	<p>オンラインによる遊漁券の販売により、販売量が増えると思われるので</p>

	<p>、その配分が釣具店にも入るような仕組みを考えてほしいという御意見です。それを踏まえて協議を進めていただければと思います。</p> <p>続きまして、報告事項「アユの買取販売による漁協PRについて」水産研究所から説明をお願いします。</p>
水産研究所	<p>まず、アユの買取販売による漁協のPRについて御説明します。</p> <p>もともとは内水面漁業の活性化に関する研究というテーマで、一般財団法人の東京水産振興会の予算で、国立研究開発法人水産研究・教育機構が委託を受けて再委託先として埼玉県水産研究所や、栃木県の馬頭高校水産科、国立研究開発法人を含めて6機関が参画している事業です。事業期間は令和2年から令和5年です。</p> <p>内水面漁業協同組合は高齢化や組合員の減少、遊漁者の減少などにより活動が低迷しています。直接的に河川湖沼の水産資源、観光環境を管理しているのは漁協で、その活動が低迷していると、水産資源の減少や環境の悪化を引き起こすという問題が生じます。このため、漁協の活動を活性化するため、漁協の役割を多くの人に知ってもらい、組合員やサポーターを増やすためにはどうしたらよいか考えていきたいと思いますという取組です。</p> <p>テーマが二つあり、一つは遊漁者や組合員が川や湖で魚を採ったものを組合が買取り、それを販売するという事業の調査を行う内容です。もう一つは組合を多くの人に知ってもらうために、漁協と一般市民が一緒に行うイベントでどういったことをやるか調べる内容です。</p> <p>買取販売をやっている県内漁協を令和2年に照会をしたところ、秩父漁協がアユの買取を実施しているという状況でした。</p> <p>次に令和3年度に他の漁協、または遊漁者について魚の買取の希望はありますか、または他の漁協に買取り事業をやりたいと思いますかというアンケートを行ったところ、遊漁者からの買取希望は約1割、漁協からは品質のばらつきがあったり、大きな冷凍庫がないなどから買取要望がないという状況でした。</p> <p>なかなか本県においては買取事業の実施は難しいと思われます。そこで、入間漁協で今年度行ったアユの買取事業を紹介します。期間は令和4年8月15日から9月15日の30日間、買取尾数は入間川で釣れた200尾とし、買取金額は初めてなので300円、大きさは15cm限定としました。持ち込んだ人にアンケートを実施し、買取のPRはポスターをアユの買取店に貼ったり、入間川の釣具店に貼って行いました。</p> <p>買取結果ですが、9月11日時点で200尾の買取を行いました。持込みはのべ28名ですが複数回持込みをした方もいたため、実際の人数は17名でした</p>

	<p>。1人3から18尾で平均7尾をすべて友釣りの方が持ち込みました。遊漁者は8割、2割が組合員です。</p> <p>買取は地元新聞に掲載され、組合からは、遊漁者に喜んでもらえた、また来たいとの声をいただいた、仲間を連れてきてもらったという話を伺いました。</p> <p>今年のアユの遊漁券の売り上げは昨年と比べると1,2割増えたという話も聞いているので、この取組は遊漁券の売り上げにプラスになったと思います。</p> <p>実際に買い取ったアユは令和4年11月12日に入間漁協が武蔵丘陵森林公園のイベントで、アユの塩焼きにして、アンケートに答えた来場者に入間漁協の活動チラシや釣り場マップと一緒に配りました。</p> <p>アンケートに回答した方の7割が埼玉県の方で、次に東京都の方が多かったです。男女比はほぼ同じで、年齢は約8割が30代から40代でした。アンケートには130名が回答してくれました。</p> <p>埼玉県に漁協があるのを知っていますかという質問に対して、漁協を知っているのは2割、知らない方が大多数という結果となりました。漁協の役割について、さらなる周知が必要だと思われます。</p> <p>漁協は知らないが、釣りをしたことがある人は全体の7割、その中でアユイングを知っている人は1割、アユイングはまだまだ浸透していないということが実情です。アユイングをやってみたいかという質問には、7割以上の方がやってみたいという回答をいただきました。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して御質問あればお願いします。</p>
委 員	<p>年々アユ釣りする人は高齢化して、アユ釣りする組合員も年々減っている中で、入間漁協ではアユイングを始めました。</p> <p>今年アユイングの区域を短めに設定しましたが、来年はアユイングの対象区域を大幅に広げることを組合の理事会で決めています。</p> <p>今年、アユイングで釣果がよかった方がYouTubeで発信していて、多くの方が見ているようでした。来年、アユの解禁が始まったら遊漁者が増えるのではと期待しています。</p>
議 長	<p>漁協の抱えている問題と解決するための取組の紹介でした。釣果の多い人がYouTubeに出すことで、「いいね」などの反応が多くあったのだろうと思います。他に御意見等ありましたらお願いします。</p>

<p>委員</p>	<p>アユの取組は面白く、PRによって漁協に対する理解が深まっていくことは非常にいいことだと思いました。</p> <p>東部漁協の管内だと、都市部に行くほど釣りをする場所がなく、都市部の人たちへの漁協の理解が進まない状況があります。</p> <p>子供のころは、周りには田んぼが広がっていて、農業水路で小学生がどこでもフナやクチボソを釣ることができましたが、河床がコンクリートになり、子供たちが身近に友達や親と釣りをする場所がなくなってきたという状況です。</p> <p>釣りする方が高齢化していますので、子供たちが身近なところで釣りをする場所や機会を作ることが非常に大事だと思います。都市部でもっと釣りを楽しむ場所が広がっていけばよいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>埼玉県の釣り人口は40万人といますが、それだけの方がかかわっているのでポテンシャルとしてはまだまだやれるのではないかと思います。世の中がすごいスピードで進んでいるところに、釣りや自然とのふれ合いがどう関わるかが問われていると思います。</p> <p>釣りがしやすい環境や魚影の豊かな川を作るにはお金がかかるので、原資となる遊漁料が入ってくるよう、今後の取組に大いに期待したいです。お金が入ってこないと放流魚も増やせないなので、積極的にPRし、きっかけを作り、良いサイクルを作ってほしいと思います。</p> <p>他に御意見はありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>平成20年頃から、県は水辺再生事業ということで、川の清流の復活とにぎわいの創設の2本柱で事業を行ってきました。</p> <p>入間川では魚道を整備して、アユが飯能まで上がれるようになってきました。にぎわいの創設については、入間川では、河川敷にスターボックスができて、土日はかなり賑わうようになりました。河川ではワンドや落差工を作ることで、魚が生息、産卵しやすい河川環境を作っています。</p> <p>土木工事関係は一段落ついたと思います。これからはソフト関係をうまく回していかなければなりません。漁協が行政や地域の団体とタイアップして、釣りが地域の活動に結び付くと漁協の収入につながっていくと思います。</p> <p>河川敷では、いろいろな人たちがいろいろなことをやっているのでも、そういった人たちを巻き込んでいけば、県内の釣り人は40万人どころか400万人になるかと期待できます。行政も含め知恵を出し合ってやっていけばよいと思います。</p>

		<p>入間川は本当にきれいになりました。1メートル近いコイが見えたり、夕方になると橋の下で毛ばりで釣れたりするので、まだまだ可能性があると思います。</p>
議	長	<p>積極的にどうPRしていくのかが大事だと思います。</p>
委	員	<p>ワカサギ釣りが流行っていて、その人口は30万人位という情報です。海釣りも流行っていて女性が増えています。なぜなら食べられるからで、タチウオやマダイを釣りにいったりしています。アユ釣りは、食べ方をもっとPRして、女性に持って帰って料理するまでのストーリーを働きかけていけばいいなと思います。</p>
委	員	<p>私は漁協の活動を後から知ることが多く、PR活動や漁協さんのイベントを事前に教えてくれたらいいと思います。触れ合う機会があれば行きたいと思っているので、事前にイベントを教えていただけたらうれしいです。</p>
委	員	<p>先程、釣って食べておいしいという経験が大事と御意見がありましたが、私が埼玉にきて半世紀、荒川で毛ばりでオイカワを釣って、夏になると毎日のように天ぷらを食べていました。</p> <p>アユの買取販売で釣った魚を食べるのでなく、遊漁者が釣った魚を漁協さんが集めて、地域の人に還元するといった、季節性の強い食材である魚を地域の漁協さんで利用できるるとよいと思いました。</p>
委	員	<p>私は内水面の漁協があることは以前から知っていましたが、委員になるまでは漁協の組合員になれるとは知らなかったです。漁協といえば漁師のイメージが強かったので、自分が組合員になるのはハードルが高く感じていました。同じように組合員になれることを知らない人がたくさんいると思います。</p>
議	長	<p>ハードルは高いかもしれませんが、組合員の資格を満たしていれば組合員になれます。海の漁師のようなイメージは強いかもしれませんがね。</p>
委	員	<p>組合員の資格にその人の住所があるので、東京都の人は埼玉の漁協の組合員にはなれませんが、准組合員になることはできます。他県の方でも准組合員になってたくさん釣りを楽しんでもらいたいところです。</p>
議	長	<p>他の地域からでも、一緒にやっという人は、ぜひ准組合員になってもらいたいですね。</p>

	他にありますか。
委員	<p>内水面漁場管理委員会が増殖計画を出していますが、来年は増殖が非常に大変な年になりそうです。放流する魚は養殖された魚を使っていますが、養殖魚の餌代が非常に上がっているため、放流魚も高くなっています。そのため、漁協では産卵床の造成を行うなどお金がかからない増殖方法を増やそうと考えています。オイカワ、ウグイ、コイや、今年はカジカの産卵床造成にも取り組みました。お金のかからない増殖方法にも力をいれていきたいと思しますので応援をお願いします。</p>
議長	<p>なんとか増殖量が増やせるように考えていきたいという御意見でした。遊漁者や魚影を増やす取組については、この先どう拓げていくのか、先を見据えて行っていくことが重要と考えます。ぜひ検討していただきたいと思います。</p> <p>本日は貴重な御意見をありがとうございました。以上で本日の議題はすべて終了しました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様方には慎重な御協議をいただくとともにたくさんの貴重な御意見をありがとうございました。以上をもちまして、第417回内水面漁場管理委員会を終了とさせていただきます。</p> <p>なお、次回の委員会につきましては、先程御了承承頂きましたとおり、2月7日（火）1時30分から同じこの会議室において、千葉、群馬、東京、3都県の漁場計画に関する公聴会を開催いたします。公聴会終了後、その審議を予定いたします。</p> <p>詳細につきましては、1月中旬に文書にて御連絡差し上げますので、御出席の程よろしく願いいたします。</p>